

つくばみらい市まちづくり計画

— 活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち —

平成25年3月

つくばみらい市

— 目 次 —

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと構成.....	1
3 計画の区域と範囲.....	1
4 計画の期間.....	1
第2章 新市の概況	
1 位置と地勢.....	3
2 1町1村の性格.....	4
3 人口の動向.....	5
4 関連計画や周辺状況.....	6
第3章 合併の必要性和新市建設の課題	
1 合併の必要性.....	9
2 公共施設などの整備状況.....	10
3 住民アンケート結果.....	11
4 新市建設に向けた主要課題.....	16
第4章 主要指標の見通し	
1 総人口の推計.....	19
2 世帯数の推計.....	19
3 年齢別人口の推計.....	20
4 産業別就業者数の推計.....	20
第5章 新市建設の基本方針	
1 新市の将来像.....	21
2 新市建設の基本方針.....	21
3 地域別整備方針（土地利用構想）.....	23
第6章 新市の主要事業	
1 新市建設の体系.....	27
2 分野別主要事業.....	28
（1）都市基盤の整備.....	28
（2）生活環境の整備.....	31
（3）保健・医療・福祉の充実.....	34
（4）教育・文化・スポーツ.....	37
（5）産業・経済.....	40
（6）コミュニティ・住民自治.....	42
（7）行財政運営.....	44
第7章 公共的施設の統合・整備	47
第8章 財政計画	49

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、伊奈町及び谷和原村の1町1村が、合併を通じて新しい市を建設していくための将来構想とそれを実現するために根幹となる事業の概要を示すものです。

合併後、この計画に基づく施策・事業を効果的に推進することで、新市の速やかな一体性の確立と地域の魅力を高めるまちづくり、さらに地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることをめざすものです。

2 計画の位置づけと構成

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づき、本合併協議会が策定するものです。なお、計画の変更については新市が行います。

また、合併特例法に基づく様々な財政的支援措置を受けるための前提となる計画でもあります。

この計画は次の4つの項目から構成されています。

- ① 新市建設の基本方針（将来構想）
- ② 新市建設の根幹となる事業に関する事項（新市の主要事業）
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 財政計画

3 計画の区域と範囲

この計画の区域は、新市が実施主体となる施策・事業を計画対象範囲とします。

また、広域的な視点からの配慮を十分行うものとし、県事業についても明示するとともに、計画的に誘導することの可能な施策・事業を含めた計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、合併の年度及びそれに続く15か年度とします。

第2章 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、茨城県の南部、都心から 40 k m 圏に位置しており、東はつくば市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しています。

南北は約 12 km、東西約 10 km の広がりを持ち、面積は、79.14km² です。標高は約 5 ～ 25 m で、気候は、太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかです。

新市には鬼怒川、小貝川という 2 大河川が流れており、小貝川沿いの低地部は広大な水田地帯となっています。東部や西部は丘陵地となっており、集落や畑地、平地林が広がっていますが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯¹として都市機能の強化も図られています。

道路体系は、新市の西側を南北に国道 294 号、北部に国道 354 号、ほぼ中央には常磐自動車道が整備され、谷和原 IC が設置されています。また、つくば市方面や守谷市、取手市、坂東市、野田市方面と連絡する主要地方道や一般県道があります。さらに、つくばエクスプレス沿いの都市軸道路が一部供用開始するなど、広域道路網の整備が進んでいます。

鉄道については、南北に関東鉄道常総線が走り、取手方面と下妻・下館方面を結んでいます。また、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスが開業し、新市に設置されたみらい平駅から東京秋葉原駅まで最速で 40 分、つくば駅までは 12 分で結ばれています。

¹ 近郊整備地帯：首都圏整備法に基づき国土交通省が指定している区域の一つ。ほかには既成市街地と都市開発区域がある。近郊整備地帯は、東京及び隣接する枢要な都市を含む既成市街地の周辺で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域とされている。

2 1町1村の性格

(1) 伊奈町

伊奈町は、小貝川流域に米どころとして知られた田園地帯が広がり、丘陵地においては、4か所のゴルフ場があります。現在は、メディアパークシティ整備事業²が進められるなど、都心に近いこととつくば市に隣接していることから、レクリエーションや産業集積など多様な都市機能の充実が図られています。

また、つくばエクスプレスの開業に合わせた丘陵地の住宅開発も進められています。

(2) 谷和原村

谷和原村は、村の中央部に広がる美しい田園地帯と東部及び西部の丘陵地からなっています。西部の丘陵地は常磐自動車道谷和原ICが設置されるとともに、常総ニュータウン開発等が進められてきました。小絹駅周辺は常総ニュータウンをはじめとして首都圏の住宅供給の役割を果たしています。

また、東部の丘陵地においても、つくばエクスプレスの開業に合わせた住宅開発が進められています。

² メディアパークシティ整備事業：茨城県が伊奈町の丘陵地で進めている事業で、マルチメディア、情報関連産業を集積させ、世界に情報発信する都市の創造をめざすプロジェクトのこと。なお、マルチメディアとは、文字、音声、静止画、動画などの情報伝達手段を複合的に扱うこと。または、それを実現する機器やソフトウェア、システム等のことである。

3 人口の動向

新市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在 44,461 人です。伊奈町は昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて大きく増加しています。谷和原村では、平成 2 年までは緩やかな増加傾向でしたが、平成 2 年から 7 年にかけては常総ニュータウンの入居が本格化したことから大きく伸びています。

また平成 12 年から平成 17 年にかけては減少していますが、その後平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開業とともにみらい平駅周辺地区への入居が開始したことから増加しています。

人口の推移

単位：人

区 分	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
伊 奈 町	11,171	15,250	22,207	25,280	26,604	26,265	25,569	24,656	
谷和原村	9,901	10,152	10,710	11,496	11,933	14,230	14,963	15,518	
新 市									44,461
計	21,072	25,402	32,917	36,776	38,537	40,495	40,532	40,174	44,461

資料：各年国勢調査。

平成 22 年国勢調査による年齢別人口によると、新市の年少人口は 13.4%であり、茨城県平均の 13.5%とほぼ同率となっております。

また、老年人口は、21.7%であり、茨城県平均の 22.5%より低くなっています。

年齢別人口の状況

単位：人，%

区 分	総 数	年少人口(0～14 歳)		生産年齢人口(15～64 歳)		老年人口(65歳以上)	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
新 市	44,461	5,940	13.4	28,846	64.9	9,656	21.7
茨 城 県	2,969,770	399,638	13.5	1,891,701	64.0	665,065	22.5

資料：平成 22 年国勢調査

4 関連計画や周辺状況

(1) 第5次首都圏基本計画

第5次首都圏基本計画³（平成11年度～27年度）の中で、新市を含む地域は、東京都市圏における近郊地域に位置づけられています。

近郊地域は、就業の場を強く東京中心部に依存した東京の通勤圏となっている地域であり、長時間通勤等の問題を解決するためには、この地域において業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成を推進する必要があるとされています。

近郊地域には、環状方向に拠点都市群が形成されていますが、東京都市圏北部にある川越市、熊谷市、さいたま市、春日部市・越谷市、柏市、土浦市・つくば市・牛久市を中心とする地域は、都市機能集積の水準や拠点都市相互の連携が不十分であることが指摘されています。そこで、広域連携拠点⁴として重点的に育成・整備することが示されています。

新市は、環状方向の拠点都市群である柏市と土浦市・つくば市・牛久市を中心とする地域に挟まれた位置にあります。また、常磐自動車道やつくばエクスプレスなど、都心からの放射状交通体系と交差する位置にあります。

こうしたことから、国際性、科学技術関連の高度な集積を特色とした業務核都市⁵を補完する役割や、豊かな自然をいかし、ゆとりと潤いのある職住近接型の居住環境づくりを推進する役割が期待されます。

³ 第5次首都圏基本計画：首都圏整備法に基づき策定されたもので、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の整備に関する基本的・総合的に策定された計画。平成11年3月に決定。

⁴ 広域連携拠点：第5次首都圏基本計画において計画された「分散型ネットワーク構造」（首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う構造）を実現するために位置づけたもの。都市としての諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市（土浦・つくば・牛久、柏、成田など）、関東北部・内陸西部地域の中核都市圏（水戸や宇都宮など）について、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い連携・交流の要となる「広域連携拠点」としてその育成・整備を図ることとされている。

⁵ 業務核都市：1985年の国土庁「首都改造計画」において、東京都心部への一極依存構造に代わり、多核多圏域型の地域構造を形成するための圏域として構想された「自立都市圏」の核として位置づけられた都市。多極分散型国土形成促進法に基づき、業務施設集積の受け皿となる業務核都市として承認されると、その中核的施設については、税制面や融資などにおいて優遇措置が受けられる。

（２）茨城県総合計画「いきいき いばらき 生活大県プラン」

平成 23 年 4 月に策定された茨城県総合計画では、新市は県南ゾーンに位置付けられています。

県南ゾーンでは、ＪＲ常磐線の東京駅乗り入れやつくばエクスプレスの東京延伸の促進等により、東京圏との交流拡大を図るとともに、「つくばスタイル⁶」のＰＲによるイメージアップや市街地の活性化、鉄道駅や高速道路インターチェンジの拠点を活かした新市街地の整備促進などにより、自然と都市が調和した住みよい魅力的な生活環境づくりを進めることとしています。

（３）第五次常総地方広域市町村圏計画

平成 29 年度を目標に策定された第五次常総地方広域市町村圏計画は、新市のほか、常総市、取手市、守谷市を加えた、４市の計画であり、「自然と文化が調和した活気あふれる圏域」をめざしています。

土地利用体系としては、新市は「田園環境の保全と新市街地との調和」を図ることとしています。

⁶つくばスタイル：充実した都市機能，豊かな自然，科学のまちならではの知的な環境，これらの魅力をあわせて楽しみながら，自分の希望に合わせて，住み，働き，学び，遊ぶライフスタイルのことです。

第3章 合併の必要性和新市建設の課題

1 合併の必要性

(1) 生活圏拡大への対応

1 町 1 村は、交通網の整備の中で周辺市町村とのつながりを強めています。特に通勤・通学では、東京都及び千葉県との結びつきが強まっています。

さらに、交通網の整備などにより買い物や余暇、医療などにおいても、生活行動が広域化しています。

こうした住民の日常生活行動の傾向を踏まえ、広域的な観点から共通する課題に対応した交通網整備などを進めることが必要となります。

(2) 地方分権の対応

地方分権は、福祉やまちづくりなど住民に最も身近な行政を市町村が行えるよう国の機関や県から市町村に権限を移譲することです。

地方分権が進み、国や県から市町村に権限が移譲されると、新たな事務の発生や専門的な行政判断を求められる機会が増大します。そのため、専門的な知識や資格を有する職員を確保するとともに、あらたに育成するなど地方分権に対応する体制づくりが必要になります。

(3) 少子高齢社会への対応

1 町 1 村の年少人口（0～14 歳）は平成 2 年には 19.7%でしたが、平成 12 年には 14.6%となっています。10 年間に約 1,600 人、減少率は 22%と顕著な少子化傾向を示しています。

老年人口（65 歳以上）は、平成 2 年には 11.6%でしたが平成 12 年には 16.1%となり急速な高齢化が進行しています。

少子高齢化に対しては、保健・医療や福祉の分野ばかりでなく、教育や産業分野も含めた高度で多様な行政サービスが求められています。子供や高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世代にとって魅力あるまちづくりなどを展開するためには、行政規模のメリットをいかした組織づくりや行財政基盤の強化を図る必要があります。

(4) 財政基盤の強化

日本経済は一部に明るさが見られるものの、景気低迷の影響は大きく、国や地方の財政は非常に厳しい状態にあります。特に地方交付税や国からの補助金・負担金などが国の構造改革により削減されています。

しかし、複雑多岐にわたる住民ニーズへの対応、国際化や高度情報化に対応したまちづくり、利便性や快適環境の創造といった新しいまちづくりの課題に対応するためには、財政基盤の強化が必要になります。

2 公共施設などの整備状況

1 町 1 村の公共施設の整備状況をみると、福祉施設や生涯学習施設、スポーツ施設などにおいて、それぞれ町村ごとに特色ある施設が整備されています。新市において、それぞれが役割を分担しながら相互に補完しあう運営が求められます。

(1) 保健・福祉施設

1 町 1 村にはそれぞれ保健センターが整備され、各種検診や健康づくり事業で活用されています。伊奈町には、1 町 1 村では唯一の町立のデイサービスセンターがあり、大浴場やトレーニング室も備えた総合福祉施設「きらくやまふれあいの丘」の「すこやか福祉館」があります。谷和原村の保健福祉センター「やわらぎ」は、健康増進室を備え、住民の健康づくりに活用されています。

また、特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設が両町村に整備されています。

保育所は、全体で 7 か所となりますがうち 6 か所は公設の保育所で、1 か所は民間施設によるものです。

(2) 生涯学習施設

1 町 1 村の生涯学習施設としては、それぞれに公民館があり、また、伊奈町には、総合福祉施設「きらくやまふれあいの丘」に生涯学習機能を併せ持つ「世代ふれあいの館」があり、ホールは各種イベントの開催に活用されています。

図書館は、伊奈町に整備されており、また、谷和原村の小絹コミュニティセンターには、図書室が整備されています。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設としては、伊奈町に体育館や野球場を備えた総合運動公園が、谷和原村には野球場を備えた運動公園があり、住民のスポーツ活動の拠点となっています。

(4) 学校施設

1 町 1 村には町村立の小学校 10 校、中学校 4 校、また、県立の高校 1 校、養護学校 1 校があります。小・中学校については、耐震化が課題となっていますが、大規模改造や改築を終えた学校もあります。

幼稚園は全体で 4 園あり、公立の幼稚園は、伊奈町に 2 園、谷和原村に 1 園整備されています。

(5) その他特色ある施設

伊奈町に、茨城県が進めているメディアパークシティ整備事業の先導事業として第 3 セクターが整備した「ワープステーション江戸」があり、時代劇の映画・テレビドラマなどで活用されています。

3 住民アンケート結果

(1) 調査の概要

新市建設計画の策定に当たっては、住民アンケートを実施し、住民の意向を新市建設計画に反映させることといたしました。

調査は、18歳以上の住民2,500人を対象とした「一般住民調査」と中学生全員を対象とした「中学生調査」です。

回収率は、「一般住民調査」が52.7%、「中学生調査」が93.6%でした。

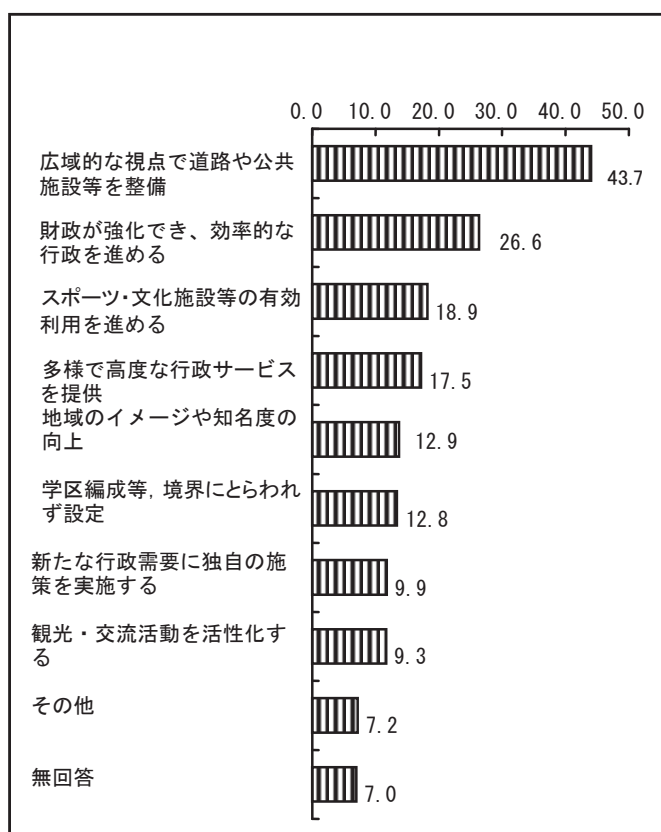
(2) 合併に対する期待や不安

①合併に対する期待

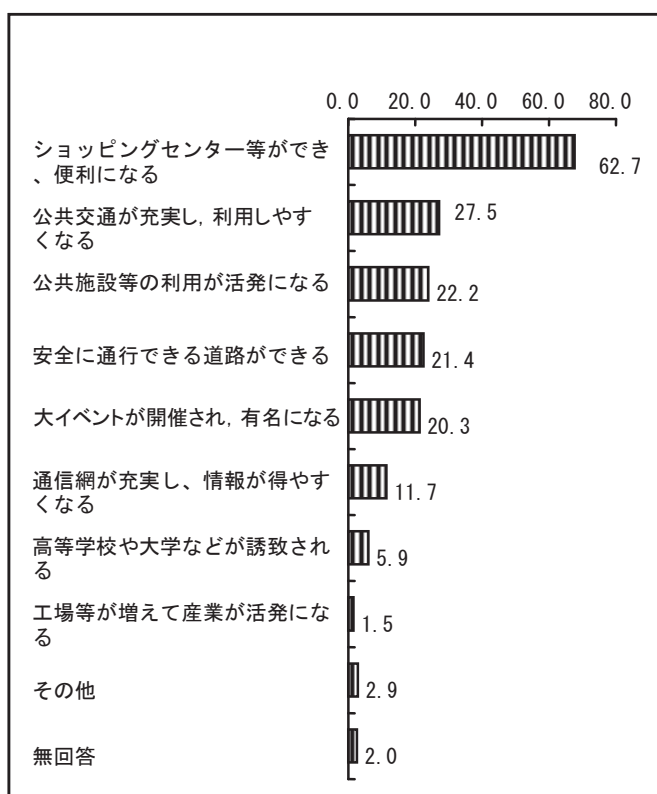
合併した場合、新市に期待する効果については、一般住民調査では、「広域的な視点で道路や公共施設等を整備」が43.7%で最も高く、次いで「財政が強化でき、効率的な行政を進める」が26.6%で続いています。

一方、中学生調査では、「ショッピングセンター等ができ、便利になる」が62.7%で、特に高くなっています。次いで「公共交通が充実し、利用しやすくなる」や「公共施設等の利用が活発になる」が続いています。

[一般住民調査]



[中学生調査]

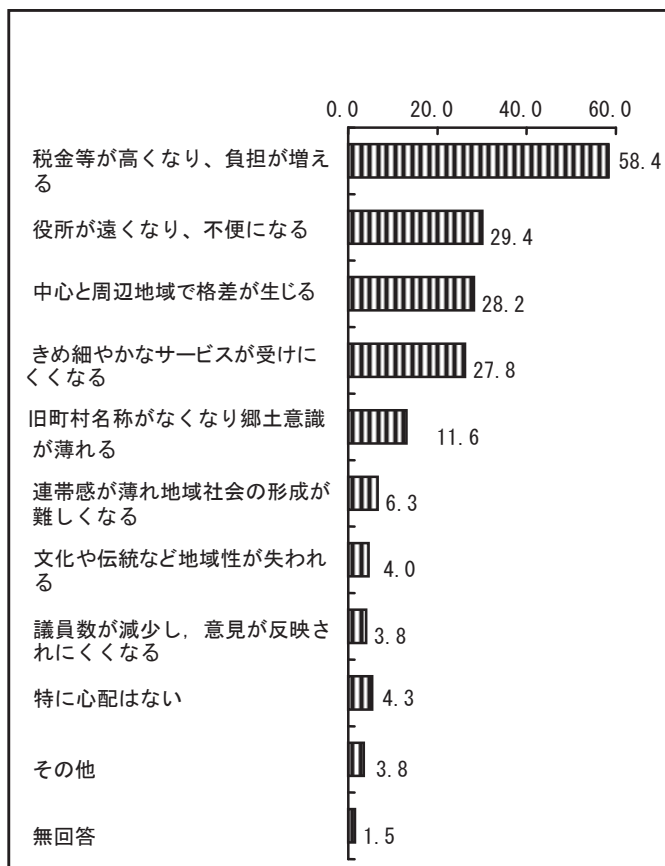


②合併に対する不安

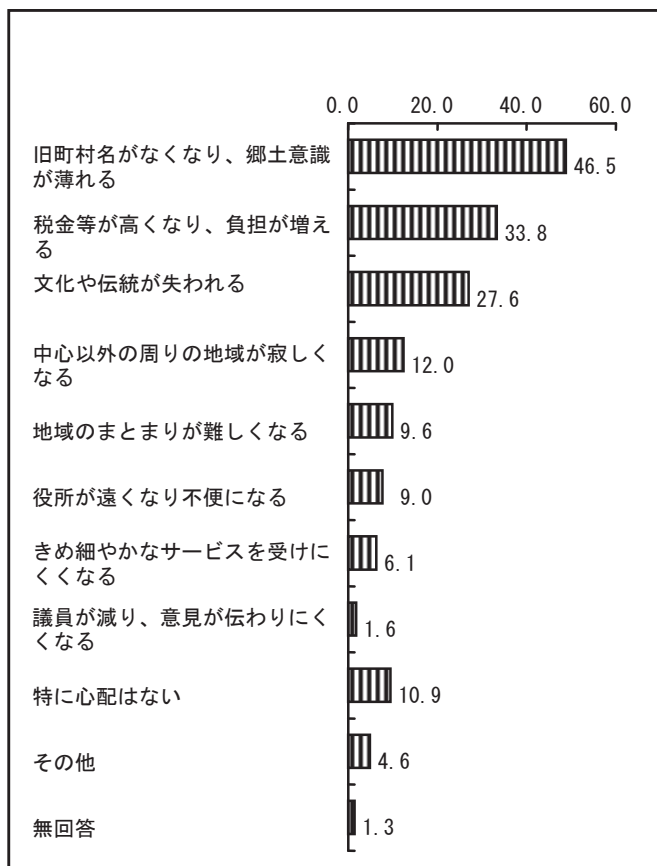
合併した場合の不安については、一般住民調査では、「税金等が高くなり、負担が増える」が 58.4%で、最も高くなっています。次いで、「役所が遠くなり、不便になる」や「中心と周辺地域で格差が生じる」さらに「きめ細やかなサービスが受けにくくなる」がともに3割程度です。

中学生調査では、「旧町村名がなくなり、郷土意識が薄れる」が 46.5%で最も高くなっています。次いで、「税金等が高くなり、負担が増える」が 33.8%で続いています。

[一般住民調査]



[中学生調査]



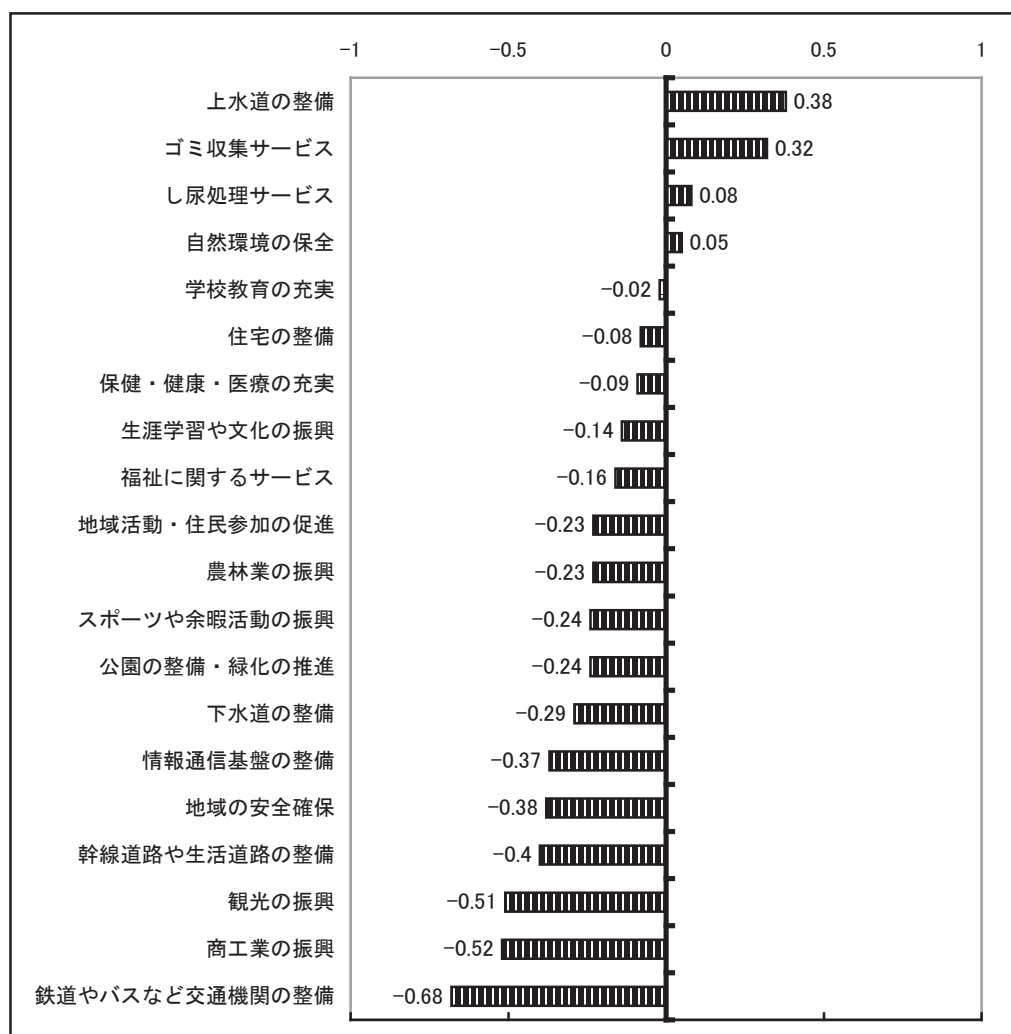
(3) 生活環境評価

一般住民調査において、現在居住している生活環境について、どのように感じているか、加重平均値を用い分析を行いました。(注参照)

その結果、全体として満足度が高い項目は、「上水道の整備」や「ゴミ収集サービス」、次いで「し尿処理サービス」、「自然環境の保全」が比較的高くなっています。

その一方で、全体として最も不満が高い項目は「鉄道やバスなど交通機関の整備」があげられています。また、「商工業の振興」や「観光の振興」についても、比較的不満が高い項目になっています。

[一般住民調査]



(注) ●加重平均による得点化の考え方

A : 「大変満足」の回答数 × 2点 B : 「やや満足」の回答数 × 1点
 C : 「やや不満」の回答数 × -1点 D : 「大変不満」の回答数 × -2点
 E : 「どちらともいえない」の回答数 × 0点

$$\frac{(A \times 2 + B \times 1) - (C \times 1 + D \times 2) + E \times 0}{* (A + B + C + D + E)}$$

*回答者総数から「無回答」を除いた数となる。

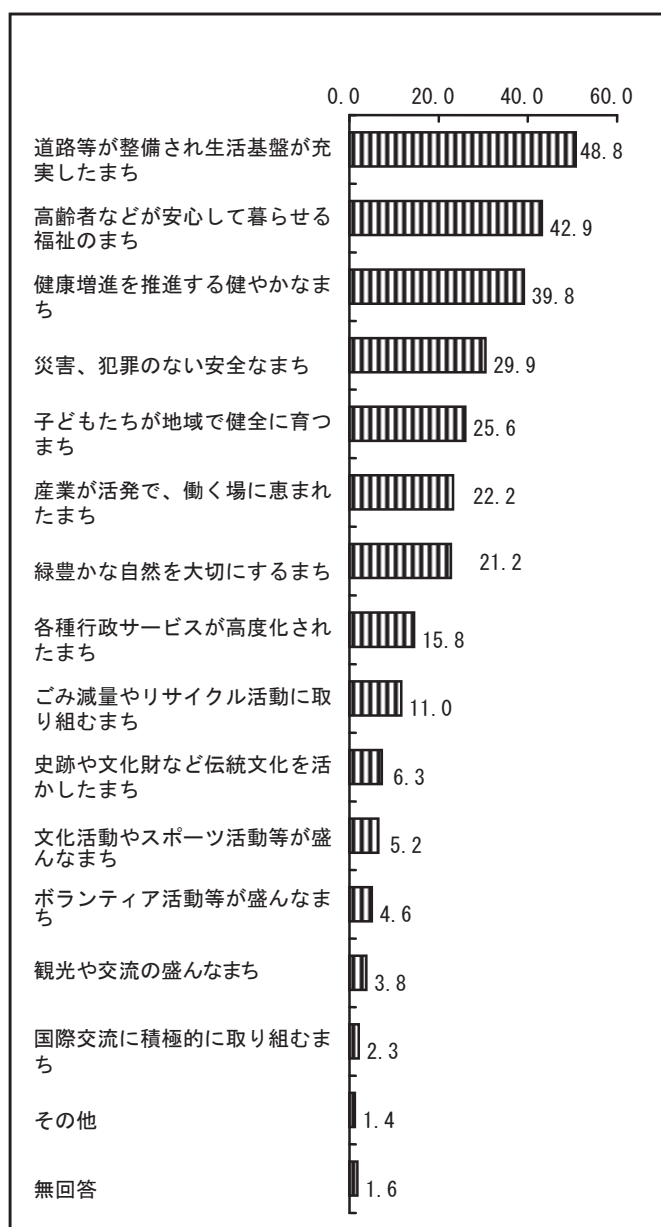
(4) 合併後のまちづくりの方向

合併後、将来的に望む新市のまちづくりは、一般住民調査では「道路等が整備され生活基盤が充実したまち」が48.8%で、最も高くなっています。

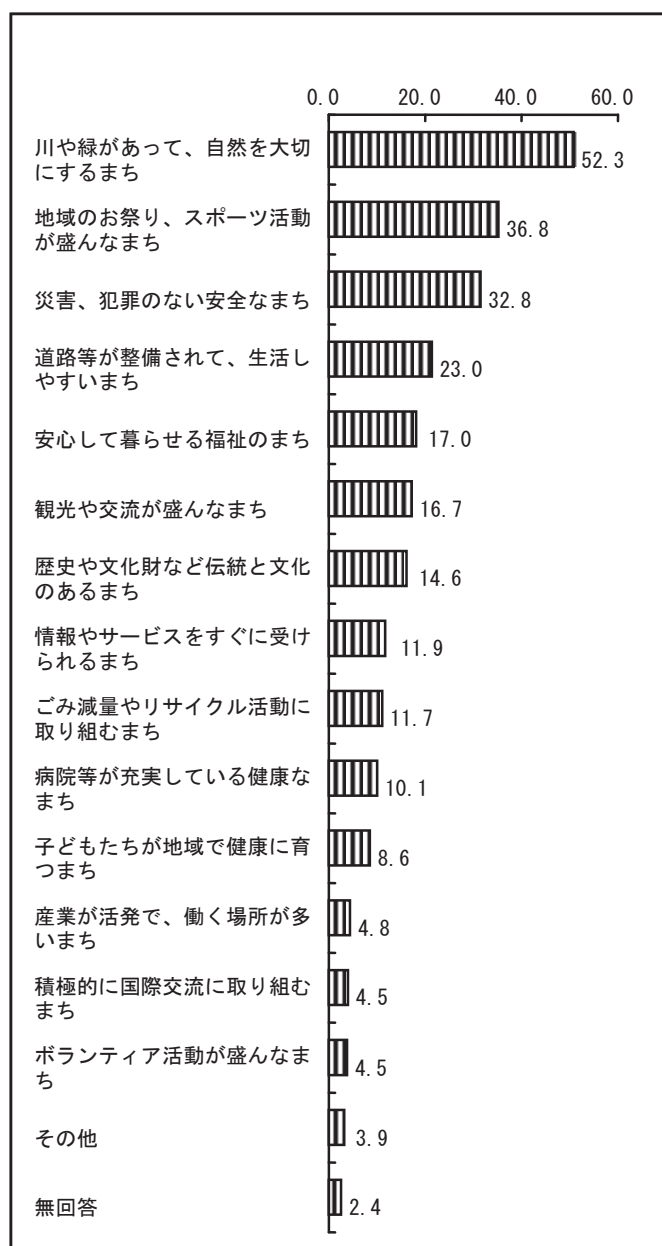
次いで、「高齢者などが安心して暮らせる福祉のまち」が42.9%、「健康増進を推進する健やかなまち」が39.8%で続いています。

中学生調査では、「川や緑があって、自然を大切にするまち」が52.3%で最も高くなっています。次いで「地域のお祭り、スポーツ活動が盛んなまち」が36.8%、「災害、犯罪のない安全なまち」が32.8%で続いています。

[一般住民調査]



[中学生調査]



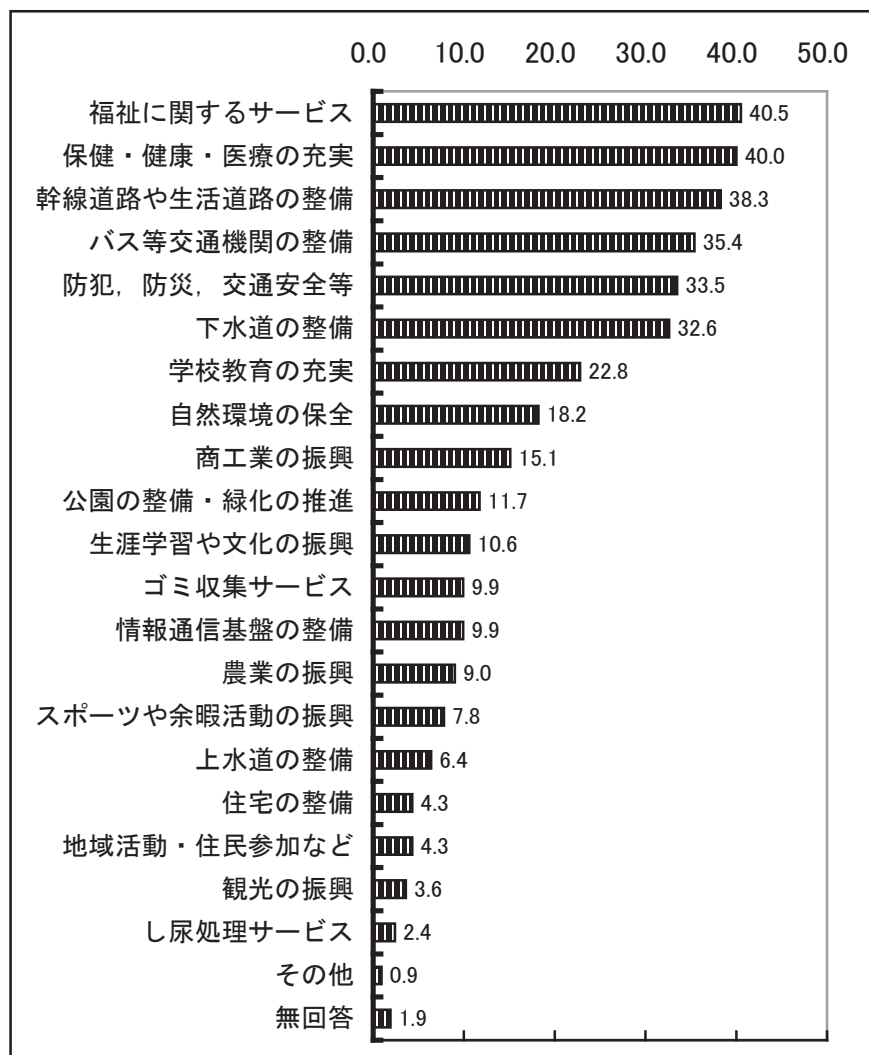
(5) 合併後の新市の施策要望

1町1村が合併した後、特に重点的に取り組んで欲しい施策・事業については、「福祉に関するサービス」が40.5%で、最も高くなっています。次いで、「保健・健康・医療の充実」が40.0%であり、その差はわずかです。

さらに、「幹線道路や生活道路の整備」が38.3%、バス等交通機関の整備が35.4%、防犯、防災、交通安全等が33.5%、下水道の整備が32.6%と続いています。

先の「合併後のまちづくりの方向」では、将来的に望むまちづくりとして、生活基盤が充実し、安心して暮らせるまちとなっており、新市の取り組む具体的施策としても、福祉や保健・医療、道路整備や交通機関の整備が望まれています。

[一般住民調査]



4 新市建設に向けた主要課題

1町1村の現況や合併の必要性、住民意向を踏まえ、新市建設に向けた主要課題を設定します。

(1) 新市の骨格形成と利便性向上：都市基盤整備

1町1村は、茨城県の東京方面からの玄関口にあたる地域であり、生活行動圏域としてもつくば方面や千葉・東京方面との結びつきが強いという共通の特徴があります。

こうしたことから、首都圏中央連絡自動車道や都市軸道路などの広域幹線道路整備を促進するとともに、つくば市や千葉方面と連絡する道路の整備が必要です。

また、新市としての一体性を図るための道路計画が必要になります。生活道路については、地域の実情に対応した整備が課題となっています。

公共交通については、つくばエクスプレスの開業が間近となる中で、みらい平駅の利用をはじめとした利便性確保などの取り組みが課題です。

(2) 安全で潤いのあるまちづくり：身近な生活環境整備

住民アンケートでは、地域の安全や下水道など身近な生活環境の整備に対する要望があります。

そのため、防災・防犯・交通安全などの対策を進めるとともに、公共下水道やごみ処理などの生活環境整備対策が重要です。また、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造などに取り組む必要があります。

(3) やすらぎのまちづくり：保健・医療・福祉の充実

すべての住民が安心して生活できることはまちづくりの基本であり、合併後も重要な課題です。要介護状態になることを予防する取り組みや、たとえ要介護状態になっても人間としての尊厳が保てる生活をおくることが重要です。

こうした視点から、高齢者福祉や障害者福祉、保健・医療の充実が必要です。さらに、若い世代にも魅力あるまちとなるためには、子育て支援などの少子化対策を重視する必要があります。

(4) 学び合いのまちづくり：教育・文化・スポーツ

1町1村は、それぞれ独自の文化活動があり、今後は新市としての文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合うことが必要です。

学校施設については、宅地開発に伴う整備の関係から建設時期が異なっているため、今後は、耐震性の向上や地域の均衡ある発展を図るための整備が必要です。

また、通学区域については、それぞれの地域性にも配慮した総合的な検討が必要です。

さらに、新市としての文化・スポーツ・レクリエーション拠点は、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討する必要があります。

(5) 活力ある産業を育てるまちづくり：産業・経済

1町1村は、つくば市と東京の間にあり、広域連携拠点都市にも近接しています。

農業については、基盤整備などによる生産性の向上や、大消費地に近いという利便性をいかせる取り組みが必要です。

商業では、周辺の大型商業施設との競合に対応する必要があります。

工業振興や新産業分野では、広域道路網の整備やつくばエクスプレス開業、研究開発機能に近いという立地性をいかした企業誘致が課題です。

観光では、緑豊かで手近な観光スポットとしてのネットワーク化を図ると共に、そのPRにはフィルムコミッション（FC）⁷の活動を有効に活用することが必要です。

(6) 住民が主役のまちづくり：コミュニティ・住民自治

住民の生活圏が広域化し、行政のサービスエリアが大きくなる一方で、住民サービスはよりきめ細かな対応が必要です。そのため、公共的なサービスばかりではなく、住民主体のサービスや行政との共同事業による柔軟なサービス提供などが課題となります。

こうした取り組みは、住民の生活実感における必要性から出発するものであり、住民が主役のまちづくりです。具体的には行政と住民の協働事業のルール作りやNPO⁸等への支援、男女共同参画などの取り組みを通し、継続性の高い住民事業を育成することが必要です。

(7) 成果重視の行財政運営：行財政

市町村合併によって、各町村が行ってきた行政施策について、成果重視の効率的運営を工夫する必要があります。また、厳しい財政状況の中で、行政組織の再編強化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、電子自治体の構築、効率的行財政運営を進めることが重要です。

⁷ フィルムコミッション（FC）：映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関です。

⁸ NPO：Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体等の「非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。

第 4 章 主要指標の見通し

1 総人口の推計

新市の総人口は、コーホート要因法による推計によると、つくばエクスプレス開業に伴う、伊奈・谷和原丘陵部地区への新規入居などにより、平成 32 年には、54,548 人となることが予測され、平成 22 年に比べ約 10,100 人が増加すると見込まれます。

■人口の動向と推計

単位:人

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
新 市	40,495	40,532	40,174	44,461	49,339	54,548

注1：平成 22 年までは現況。平成 27 年以降は推計値。

注2：人口の推計に当たっては、コーホート要因法により推計。

2 世帯数の推計

新市の世帯数は、核家族化や一人暮らし世帯など、多様な世帯形態が増えている傾向があることから、今後も増加すると見込まれます。

逆に、核家族化や一人暮らし世帯などの増加に伴い、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

その結果、平成 32 年の世帯数は、22,084 世帯、一世帯の人員は 2.47 人になると見込まれます。

■世帯数の動向と推計

単位:人, 世帯, 人/世帯

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	40,495	40,532	40,174	44,461	49,339	54,548
世帯数	11,195	11,975	12,563	15,273	18,274	22,084
一世帯あたり人員	3.62	3.38	3.20	2.91	2.70	2.47

注1：平成 22 年までは現況。平成 27 年以降は推計値。

3 年齢別人口の推計

年齢別人口をみると、年少人口は、みらい平駅周辺地区の新規入居者が比較的子育て世代の方が多いことから増加すると見込まれます。

また、高齢者人口も急増することが見込まれ、平成 32 年には人口の約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれます。

■年齢別人口の動向と推計

単位：人

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	40,495	40,532	40,174	44,461	49,339	54,548
年少人口	6,534	5,906	5,428	5,940	6,868	8,228
構成比(%)	16.1	14.6	13.5	13.4	13.9	15.1
生産年齢人口	28,479	28,079	27,024	28,846	30,498	33,107
構成比(%)	70.3	69.3	67.3	64.9	61.8	60.7
老年人口	5,482	6,543	7,722	9,656	11,972	13,214
構成比(%)	13.5	16.1	19.2	21.7	24.3	24.2

注1：平成22年までは現況。平成27年以降は推計値。

4 産業別就業者数の推計

就業者数は、総人口の増加傾向にもあることから、今後とも増加が見込まれます。

第1次産業就業者数は、すでに高齢化していることから今後とも減少傾向にあります。第2次・第3次産業の就業者数は増加が見込まれます。

■産業別就業者数の動向と推計

単位：人、%

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	40,495	40,532	40,174	44,461	49,339	54,548
就業者数	21,001	20,970	20,493	21,972	24,810	27,342
就業者割合(%)	51.9	51.7	51.0	49.4	50.3	50.1
第1次産業	人数	1,802	1,435	970	672	441
	割合(%)	8.6	6.8	4.4	2.7	1.6
第2次産業	人数	8,182	7,824	6,275	7,614	8,485
	割合(%)	39.0	37.3	28.6	30.7	31.0
第3次産業	人数	10,979	11,488	13,618	16,524	18,415
	割合(%)	52.3	54.8	60.4	66.6	67.4

注1：平成22年までは現況。平成27年以降は推計値。

注2：就業者数は、総人口に対する就業率を一時回帰式で推計して算定。第1次就業人口は、年齢別農業従事者のうち75歳以上を順次合計から除外した。新規就農者数は5歳階級ごとに5人を見込んでいる。第2次及び第3次産業就業人口は2次産業の2・3次産業に対する割合の直近データ（平成22年）を使って推計し、残りを第3次産業就業人口とした。

注3：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

第 5 章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) 基本理念

- ①環境共生型まちづくり（うるおい・安全）
- ②安心して暮らせるまちづくり（やすらぎ・ふれあい）
- ③地域の魅力をいかしたまちづくり（活力・創造・文化）

(2) 将来都市像

活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち

首都圏の近郊整備地帯として、新しいまちを創造する活力、活発な住民活動の活力があり、水と緑に囲まれた環境の下で、誰もが安心して暮らせるようユニバーサルデザイン⁹なども視野に入れた「安心・安全なまちづくり」の実現をめざします。

2 新市建設の基本方針

(1) 都市基盤の整備

新市は、茨城県の東京方面からの玄関口として、首都圏中央連絡自動車道や都市軸道路などの広域幹線道路整備を促進します。また、つくば市や千葉方面と連絡する主要地方道や新市としての一体性を図るための道路整備、生活道路の整備を進めます。

公共交通については、みらい平駅の利用をはじめ、新市の一体性の確保と住民交流を図るためのバスなどの運行をめざします。

(2) 生活環境の整備

防災・防犯・交通安全などの対策や、公共下水道、ごみ処理などの生活環境対策を進めます。

鬼怒川、小貝川などの水と緑の環境をいかした、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造を進めます。

⁹ ユニバーサルデザイン：すべての人のデザインということで、男女や障害者、外国人など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境作りなどを行っていかこうとする考え方。

（３）保健・医療・福祉の充実

すべての住民が安心して生活できることをまちづくりの基本として、高齢者福祉や障害者福祉の充実、健康づくりや保健・医療対策の推進、子育て支援などの少子化対策の推進を図ります。

（４）教育・文化・スポーツ

新市としての文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合う機会を提供します。

学校施設については、耐震性を高めるとともに地域の均衡ある発展を図るための整備を進めます。通学区域については、通学距離や地域性に配慮した検討を行います。

また、文化・スポーツ・レクリエーション拠点施設については、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討します。

（５）産業・経済

農業については、大消費地に近いという利便性をいかせるよう、ブランド化や直販体制の強化などを支援します。

商業については、商業機能の強化や、商業施設の立地誘導を促進します。

工業振興や新産業の分野では、広域道路網の整備やつくばエクスプレスの開業、研究開発機能に近いといった都市イメージをいかし、メディアパークシティ整備事業の実現を県に要請するとともに、情報関連産業をはじめとした企業誘致を進めます。

観光では、歴史・文化資源を有効に活用しながら、観光スポットとしてのネットワーク化を図ります。

観光PR手段として、フィルムコミッション（FC）の活動を有効に活用します。

（６）コミュニティ・住民自治

住民が主役のまちづくりとして、行政と住民の協働事業のルール作りやNPO等への支援、男女共同参画などを推進します。

（７）行財政運営

行政評価制度¹⁰の確立により成果重視の行財政運営の定着化を図ります。また、厳しい財政状況の中で、職員の適正配置、職員給与の適正化及び行政組織の適正化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、電子自治体の構築などを通して、効率的行財政運営を進めます。

¹⁰ 行政評価制度：行政が市民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標をたてて取り組み、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図る、という仕組みです。

3 地域別整備方針（土地利用構想）

（１）新市拠点の整備

新市は２つの拠点となる市街地を中心に、それぞれの機能分担によるネットワークの形成を進めます。

みらい平駅周辺は、新市のニュータウンとして、居住機能を中心に、業務商業系を含めた複合市街地とします。

小絹駅周辺の市街地は、常磐自動車道谷和原ＩＣ周辺も含め、居住・流通・業務の拠点とし、また、交通拠点としての機能強化を図ります。

（２）地域拠点の整備（サブ拠点）

地域拠点については、谷井田地区、勘兵衛新田地区の市街地を想定し、居住、商業機能の強化を促進します。

（３）産業ゾーンの形成

産業ゾーンについては、メディアパークシティ整備事業の推進や谷和原北部の工業基盤の整備を見込みます。

（４）スポーツ・レクリエーションゾーン

スポーツ・レクリエーションゾーンとしては、運動公園や丘陵地のゴルフ場などを想定します。

（５）大規模土地利用型農業ゾーン

小貝川沿いの水田地帯などについては、土地利用型農業ゾーンとして生産性の向上を図りながら、優良農地としての保全活用に努めます。

（６）環境保全ゾーン

牛久沼周辺や福岡堰・岡堰周辺などについては、潤いある水辺環境として、保全・活用に努めます。

（７）集落・緑地環境ゾーン

平地林や畑地、集落などがある丘陵地については、集落・緑地環境ゾーンとして、集落環境の整備に努めるとともに、緑豊かな潤いある環境を保全・活用します。

（８）幹線道路の整備

幹線道路としては、広域幹線道路や地域幹線道路を位置づけます。

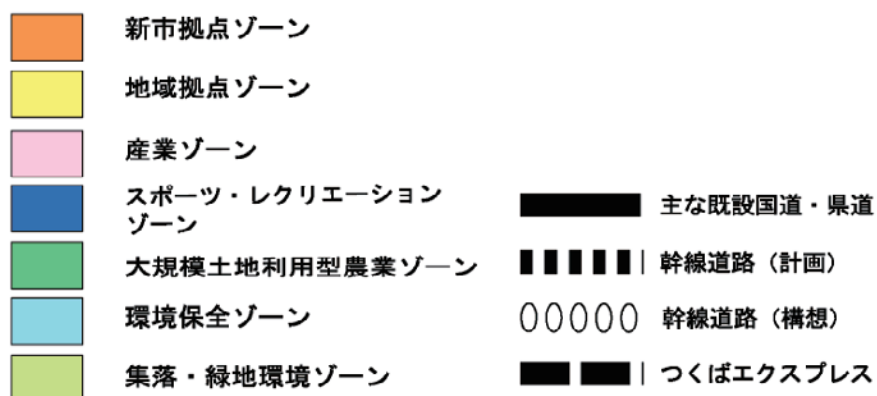
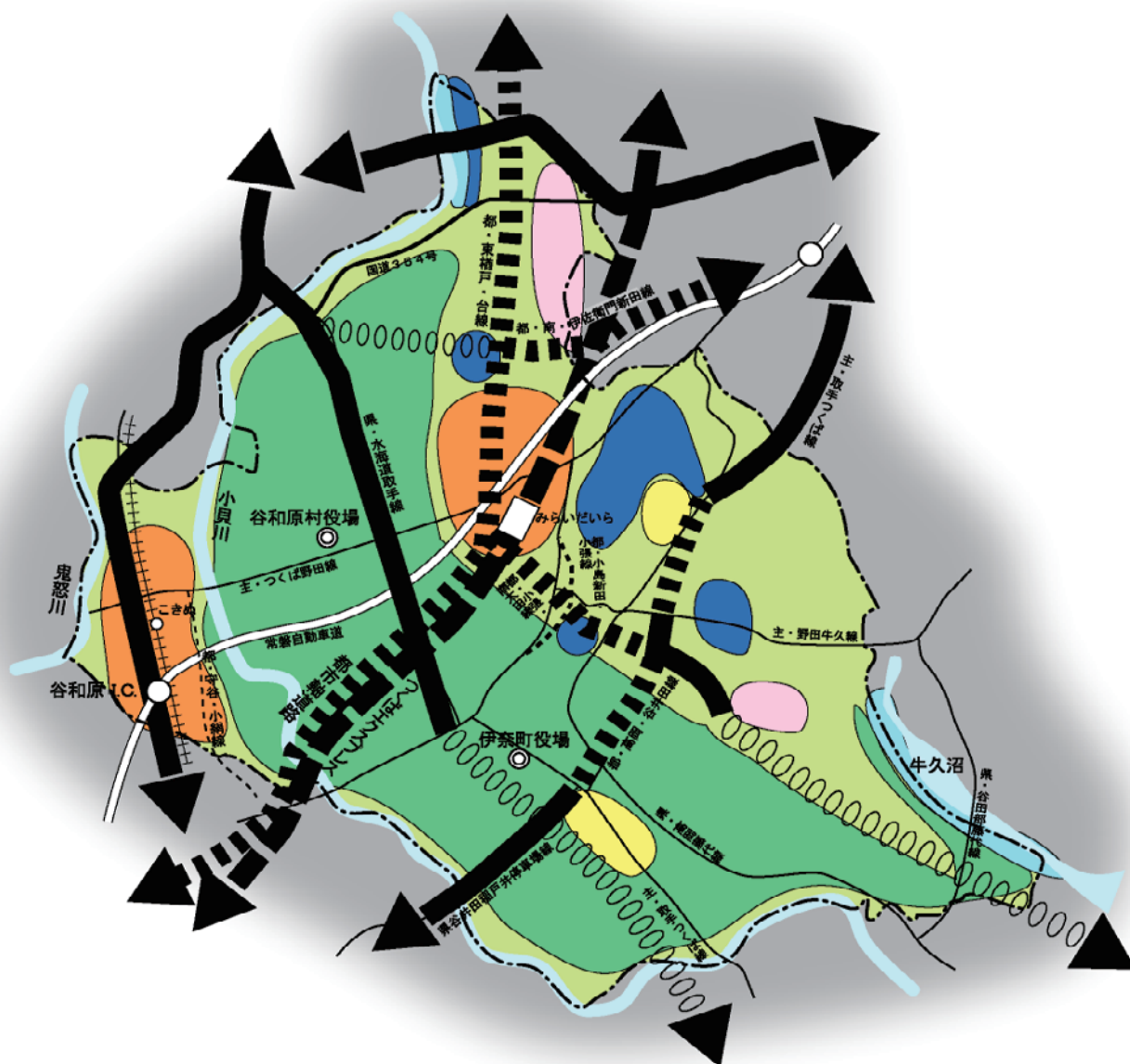
広域幹線道路は新市と他の地域を結び、新市の産業活動や住民生活の利便性向上に期待できる道路を想定し、整備促進を図ります。

地域幹線道路については、新市での住民の速やかな移動を促進し、公共施設等の有効活用が図れるなど、新市の一体性を高めるための道路を想定します。

(9) 公共交通網の整備

公共交通網の整備では、新市の連携を高めるためのコミュニティバスの運行や谷和原 IC 周辺整備（高速バスターミナル）を進めます。

土地利用構想図



第 6 章 新市の主要事業

1 新市建設の体系

1 町 1 村が、合併後速やかな一体性の確立と地域の魅力あるまちづくり、均衡ある発展、住民福祉の向上を図るため、新市建設の基本方針に基づき、「**活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち**」の実現に向けて、各種の施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

このため、次のような体系により施策の展開を図ります。

(1)都市基盤の整備 —新市の骨格形成と利便性向上—	(4)教育・文化・スポーツ —学び合いのまちづくり—
①計画的な土地利用の推進	①就学前教育
②道路の整備	②義務教育
③公共交通の整備	③大学等高等教育
④新市拠点・地域拠点の整備	④生涯学習
⑤河川等の整備	⑤スポーツ・レクリエーション
⑥情報通信基盤	⑥文化振興
	⑦青少年の育成
(2)生活環境の整備 —安全で潤いのあるまちづくり—	(5)産業・経済 —活力ある産業を育てるまちづくり—
①環境に配慮したまちづくり	①農業
②公園・緑地の整備	②工業
③消防・防災対策	③情報・メディア産業
④防犯・交通安全対策	④商業
⑤上水道の整備	⑤観光
⑥公共下水道・農業集落排水施設等の整備	
⑦ごみ処理対策	(6)コミュニティ・住民自治 —住民が主役のまちづくり—
⑧住宅環境対策	①住民活動への支援
(3)保健・医療・福祉の充実 —やすらぎのまちづくり—	②広報・広聴
①高齢者福祉	③男女共同参画の推進
②障害者福祉	④地域交流・国際交流
③子育て支援	
④地域福祉	(7)行財政運営 —成果重視の行財政運営—
⑤社会保障	①行財政運営
⑥健康づくり	②広域行政
⑦医療	

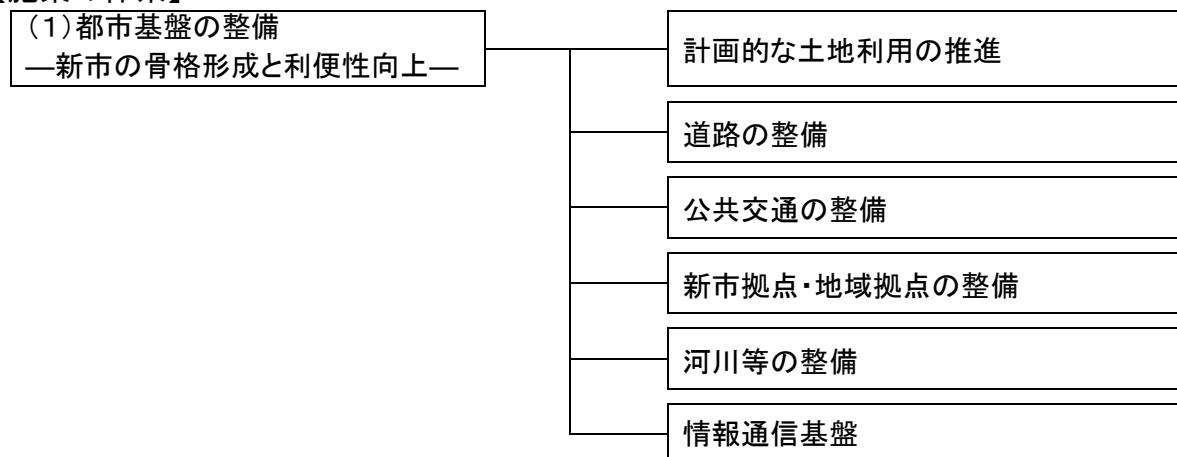
2 分野別主要事業

(1) 都市基盤の整備

【基本方向】

- ◆ 首都圏における近郊整備地帯として、水と緑の環境保全に配慮しながら計画的な土地利用を進めます。
- ◆ 広域幹線道路の整備を促進するとともに、近接する業務核都市との連携を強化するための道路整備、新市としての一体性を図るための都市計画道路等の整備、さらに、生活の利便性と安全を確保するための生活道路の整備を進めます。
- ◆ 新市の一体性の確保と住民交流を図るため、鉄道やバスなど公共交通の利便性の確保に努めます。
- ◆ 新市拠点地域については、市街地の整備と活性化対策を進めながら都市機能の強化を図ります。また、地域拠点については、生活道路等の整備を進めるとともに商業機能などの強化に努めます。
- ◆ 水害を防止するための河川等の整備を進めます。
- ◆ 新市の魅力を高めるために情報通信基盤の整備を促進します。

【施策の体系】



【施策の方針】

① 計画的な土地利用の推進

計画的な市街地の整備と緑地の保全を進めるため、土地利用に関する情報の集積と活用に努めます。また、都市計画マスタープランなど新市の一体的な整備に関する計画づくりを進め、計画的な開発・整備や土地利用に関する適正な規制・誘導を進めます。

② 道路の整備

新市としての一体性の確保と広域的な道路ネットワークの充実を図るため、首都圏中央連絡自動車道の整備を促進するとともに、県道などの幹線道路の整備を促進します。

また、これらを補完する都市計画道路等の整備については、関係機関と協議しながら整備を進めます。

生活道路については、市民生活の基盤として計画的な整備に努めます。

③公共交通の整備

つくばエクスプレスの開業に合わせ、みらい平駅の利便性の確保に努めます。

また、住民の交流と市内の移動の円滑化を促進するため、コミュニティバス等の運行を進めます。

さらに、高速交通網との連携をいかした公共交通のネットワークを形成するため、谷和原 I C の周辺整備を進めます。

④新市拠点・地域拠点の整備

新市の拠点となるみらい平駅周辺市街地、小絹駅周辺市街地については、道路等都市基盤の整備を促進し、魅力あふれる市街地形成をめざします。

サブ拠点となる市街地については、住宅系市街地として生活基盤となる道路等の整備を図るとともに、生活拠点として商業機能等の強化を促進します。

⑤河川等の整備

水害時に市民の安全を確保するため、新市内河川等の改修を促進し、防災機能の強化に努めます。

また、福岡堰、岡堰周辺などについては、水辺環境に配慮した整備事業を促進し、安全で親しみやすい河川環境の創造を図ります。

⑥情報通信基盤整備

高度情報化社会における環境を等しく享受でき、産業の立地や居住地としての魅力向上を図るため、つくばスマートコリドール構想¹¹の推進を図りながら、情報通信基盤の整備を促進します。

¹¹ つくばスマートコリドール構想：つくばエクスプレス沿線地域で進められている新たなまちづくりについて、ITを戦略的に活用することにより、地域の付加価値を高め、人口の集積や企業立地を促進し、未来型の情報都市を形成しようとする取り組みのこと。県や沿線市町村、民間の通信事業者やIT関連企業が参加してつくばスマートコリドール推進協議会を設置している。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
計画的な土地利用の推進	○ 地籍調査事業
道路の整備	○ 新市拠点連絡道路の整備 ○ 都市計画道路の整備 ○ 生活道路の整備
公共交通の整備	○ 谷和原 IC 周辺整備（パークアンドバスライドの整備） ○ コミュニティバス等の運行 ○ みらい平駅前駐車場、駐輪場の整備促進
新市拠点・地域拠点の整備	○ コミュニティ施設の整備
河川等の整備	○ 青木古川（旧河川）整備 ○ 導水路等の整備
情報通信基盤	○ 情報通信基盤の整備促進 ○ 情報提供システムの整備

【県事業】

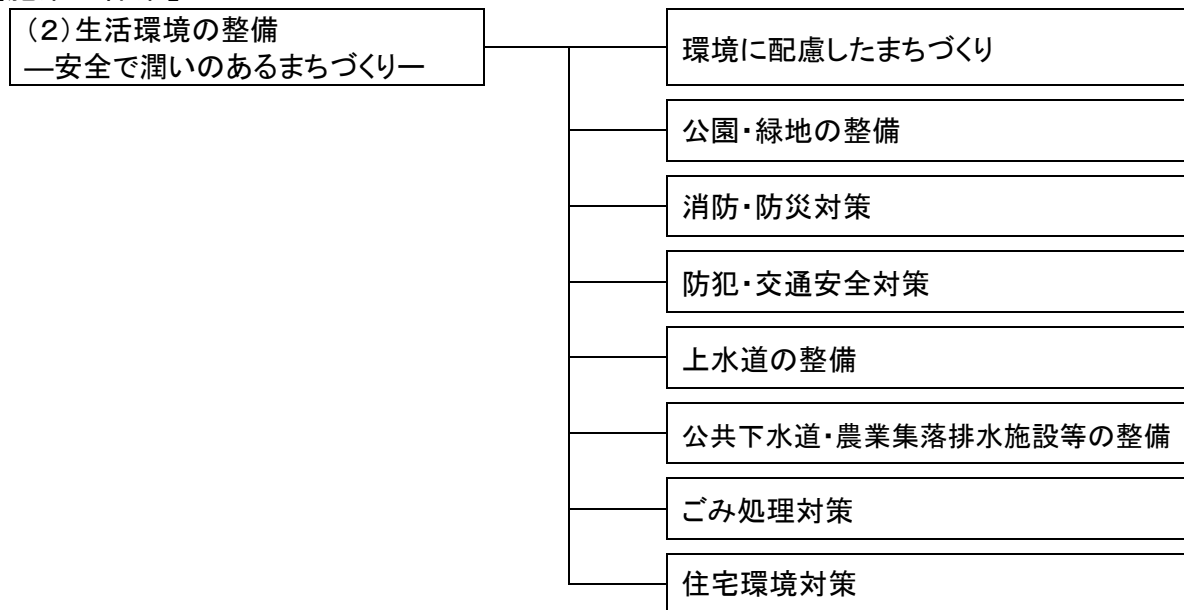
施策名	主要事業の概要
道路の整備	○ 主要地方道つくば野田線の整備 ○ 主要地方道取手つくば線バイパス整備 ○ 主要地方道野田牛久線バイパス整備
新市拠点・地域拠点の整備	○ 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業
河川等の整備	○ 中通川河川改修事業
情報通信基盤	○ つくばスマートコリドール構想の推進

（２）生活環境の整備

【基本方向】

- ◆ 鬼怒川、小貝川、牛久沼などの水辺環境、台地部に残る里山など水と緑に囲まれた自然環境を保全するため、多様な動植物の生息環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な緑の創出に努めます。
- ◆ 市民及び首都圏住民の憩いの場として、水と緑の環境をいかした公園・緑地の整備・充実に努めます。
- ◆ 災害に強いまちの実現をめざし消防・防災対策を推進します。
- ◆ 安心して住めるまちづくりのため、防犯・交通安全対策の推進に努めます。
- ◆ 安定的に飲料水を供給するため、上水道施設の整備を進めます。
- ◆ 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質を保全するため、生活排水ベストプラン¹²に基づき、公共下水道、農業集落排水施設の整備推進、及び合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆ 資源循環型社会の形成をめざし、ごみの減量化、再利用、再資源化を促進するとともに、排出されたごみの適正処理を進めます。
- ◆ 住みやすく、質の高い住宅環境の確保に努めます。

【施策の体系】



【施策の方針】

①環境に配慮したまちづくり

新市は、鬼怒川や小貝川、牛久沼など水辺環境、台地部の里山などの水と緑に囲まれた自然環境を有しています。

都心から近く、水と緑の環境が残された地域であるという条件をいかし、生態

¹² 生活排水ベストプラン：生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設の整備・維持管理を最も効率的にすすめるためのマスタープラン。

系に配慮したまちづくりを進めます。

特に、市民の憩いと交流の場、子どもたちの学習環境としての活用を図ります。また、道路整備や河川改修、農業基盤整備などに当たってもこうした環境に配慮した工法の導入を促進します。

②公園・緑地の整備

新市には、水辺環境をいかした公園や運動公園などがあります。こうした公園等は、市民の交流や憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用されており、今後ともその充実を図ります。

また、土地区画整理事業が進められているみらい平駅周辺については、身近な都市公園の整備を進めます。

③消防・防災対策

市民の生命や財産を守り、安心して住める新市をつくるため、災害時の連絡網となる防災行政無線の再整備などの予防体制の充実を図るとともに、災害時の対応を図る防災拠点機能の強化に努めます。

消防体制については、常備消防として常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の体制強化を促進するとともに、地域団体と連携して、地域の消防施設の充実を図ります。また、消防団をはじめとした地域の防災組織の強化に努めます。

さらに、救命効果向上のため、処置範囲を拡大するとともに、救急車到着前までの住民による応急手当が適切に実施されるよう普及啓発を図ります。

④防犯・交通安全対策

地域の安全の確保を図るため、交番の設置要望や防犯灯などの整備をするとともに、防犯意識の啓発、犯罪情報の提供などに努めながら、地域住民が参加した防犯活動を推進します。

また、道路整備などと連携しながら交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもから高齢者までの交通安全教育を推進します。

⑤上水道の整備

配水管など水道施設の整備を進めるとともに、経営の合理化に努めます。

また、水道事業の経営の安定化を図ります。

⑥公共下水道・農業集落排水施設等の整備

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、生活排水ベストプランに基づき、地域特性を踏まえ、計画的かつ効率的に公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進などの生活排水対策を進めます。特に、新市街地の形成に向けた浄化センターの機能強化に努めるとともに、処理計画区域の面整備を計画的に進めます。

⑦ごみ処理対策

ごみ処理については、1町1村とも常総地方広域市町村圏事務組合による常総環境センターで行っています。今後ともこの体制を継続し、適正なごみ処理を進めます。

また、ごみの排出量の増加に対応し、減量化が求められていることから、排出量の抑制を進めるとともに、再利用、再資源化を図るための施設整備を促進します。

⑧住宅環境対策

誰もが、緑豊かで魅力的な住環境の中で安心して快適に暮らすことができる住環境の整備を進めます。

【主な事業】

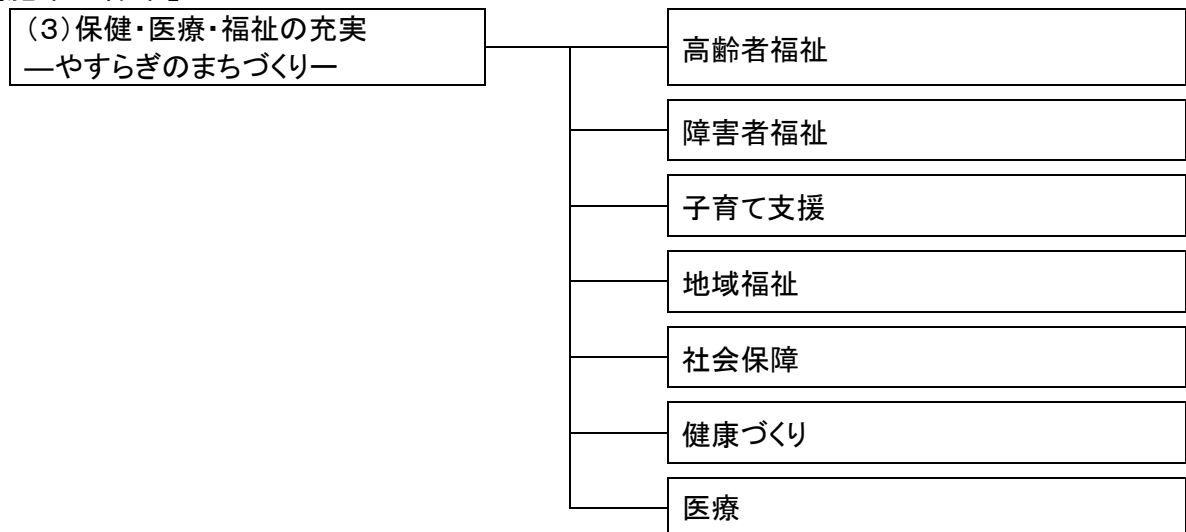
施策名	主要事業の概要
環境に配慮したまちづくり	○ 水辺空間の整備・環境保全 ○ 平地林の保全活用
公園・緑地の整備	○ 城山運動公園周辺整備事業
消防・防災対策	○ 防災行政無線の再整備
防犯・交通安全対策	○ 地域の安全についての啓発 ○ 住民参加の防犯活動の促進 ○ 交通安全施設の整備
上水道の整備	○ 配水管整備事業 ○ 機械設備等の更新・整備 ○ 老朽管更新
公共下水道・農業集落排水施設等の整備	○ 公共下水道の整備 ○ 農業集落排水施設の整備 ○ 合併処理浄化槽の設置促進
ごみ処理対策	○ ごみ処理施設の改修(広域) ○ ごみ減量化・再資源化事業の推進
住宅環境対策	○ 地区計画等による良好な住環境の整備

(3) 保健・医療・福祉の充実

【基本方向】

- ◆ 高齢者の健康づくりや生きがい対策を推進するとともに、要介護状態になることを予防する介護予防事業の推進を図ります。
- ◆ 障害があっても地域で暮らすことができる支援体制の整備に努めます。
- ◆ 新しいまちで安心して子育てができるような、保育や子育て相談、交流事業など子育て支援体制の整備に努めます。
- ◆ 住民が地域福祉の担い手となる福祉風土の醸成と地域福祉活動への支援を進めます。
- ◆ 医療や介護サービスを上手に利用し、安心して暮らせる社会保障制度の推進に努めます。
- ◆ すべての市民が、日常的に健康づくりに関心をもち活動するための健康診査事業の充実や健康相談・指導の推進を図ります。
- ◆ 身近な地域で安心して医療が受けられるよう、医療機関相互の連携体制づくりの促進に努めます。

【施策の体系】



【施策の方針】

①高齢者福祉

高齢者が要介護状態になることを防止するため、介護予防事業を進めるとともに、高齢者がその意欲や能力をいかし積極的に社会参加できるよう支援します。

②障害者福祉

障害のある市民も共に暮らせる社会の形成をめざし、地域社会の理解促進を図るとともに、支援費制度を活用しながら、地域生活支援を進めます。

さらに、地域生活が困難な障害者の生活の場として入所施設の確保を促進します。

③子育て支援

少子化傾向が顕著になるなかで、次世代の育成をめざし、地域全体で子育てを支援する社会づくりが求められています。

こうしたことから、保育施設や児童館など子育て支援施設の計画的整備に努めるとともに、放課後児童クラブの拡充を図ります。

④地域福祉

福祉ニーズの多様化に対応するためには、迅速で柔軟なサービスが必要であり、公的なサービスの充実を図るとともに、社会福祉協議会などを中心として、住民の福祉意識の啓発に努めながら、NPOやボランティアなど住民による主体的な福祉活動を支援します。

⑤社会保障

農業者や自営業者の重要な医療保障制度である国民健康保険事業については、市民の健康づくりを推進し、医療費抑制に努めるとともに、保険料収納率の向上や負担の適正化を図り、事業の健全な運営を進めます。

介護保険制度については、要介護高齢者の生活の安定と家族介護者の介護負担の軽減を図る上で重要な役割を果たしており、今後とも制度の健全な運営を図るとともに、介護サービス基盤の整備を促進します。

生活保護については、低所得者福祉の根幹となるものであり、制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化等により対象者の自立を促進します。

⑥健康づくり

生涯を健康に過ごし、健康に老いることは市民の願いであり、各種健康診査事業やがん検診、母子保健事業などを推進します。

特に、「健康日本21計画」¹³の策定を通じて、全年齢を通じた食生活改善や休養、運動などの生活習慣病予防を進めます。

⑦医療

市民が迅速かつ的確な医療が受けられるよう、医療機関の誘致等に努めるとともに地域の医療機関や周辺地域の高度医療機関との連携強化を促進します。

¹³ 健康日本21計画：「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（平成12年3月策定）に基づき、健康づくり運動を効果的に推進するため、各地域の実情に応じた健康づくりの推進に関する地方計画のこと。がん、心臓病、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題を選定し、それらの課題について具体的な数値目標等を設定すること等により、関係機関等をはじめとして、健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。

【主な事業】

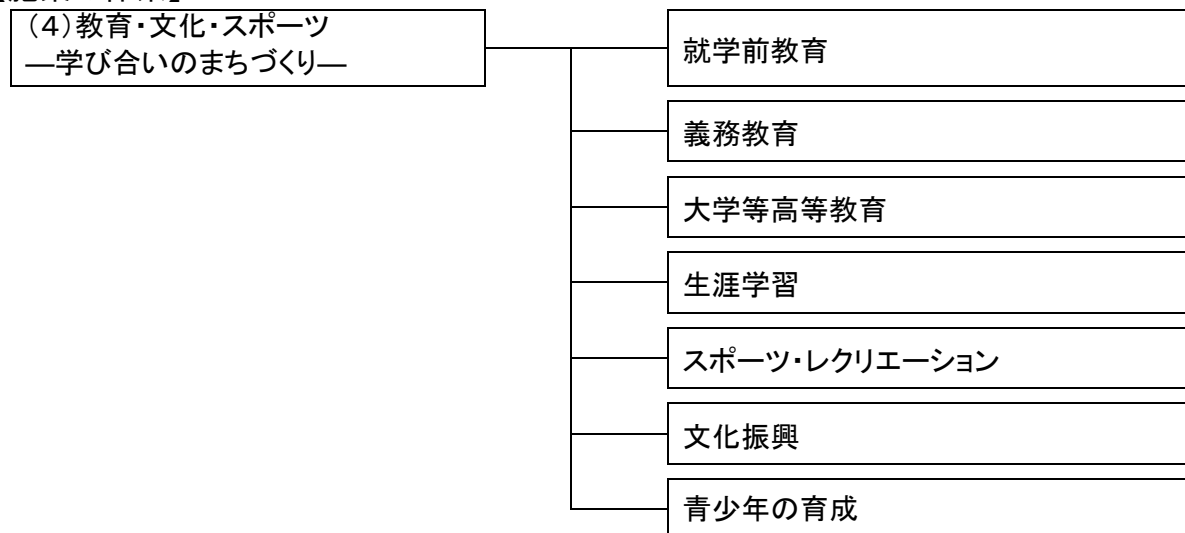
施策名	主要事業の概要
高齢者福祉	○ 介護予防・生きがい対策事業の推進 ○ サービス提供体制の強化
障害者福祉	○ 障害者施設の整備(広域) ○ 地域生活支援体制の強化
子育て支援	○ 保育所の整備 ○ 児童館の整備 ○ 放課後児童クラブの充実
地域福祉	○ 地域福祉計画の作成 ○ 地域福祉活動の促進
社会保障	○ 国民健康保険事業 ○ 老人保健事業 ○ 介護保険事業 ○ 生活保護
健康づくり	○ 健康日本21計画の策定 ○ 各種健(検)診事業の推進 ○ 健康づくり事業の推進
医療	○ 病院等の誘致 ○ 地域医療連携体制の強化

(4) 教育・文化・スポーツ

【基本方向】

- ◆ 子どもの健やかな成長を促すため幼稚園など就学前教育の環境整備を進めます。
- ◆ 施設の安全性や地域均衡，児童・生徒数の見通しに配慮しながら，学校施設の整備を進めます。
- ◆ 通学距離や地域性に配慮した通学区域を検討します。
- ◆ 地域の文化活動の交流を促進するとともに，互いの歴史や文化を学び合う機会を提供するための施設確保に努めます。
- ◆ 住民の豊かな交流と健康づくりを促進するため，スポーツ・レクリエーション拠点施設の確保に努めます。
- ◆ 地域の歴史や文化財をいかしたまちづくりの推進を図ります。
- ◆ 次代を担う青少年の能力と意欲をいかした活動を促進します。

【施策の体系】



【施策の方針】

①就学前教育

就学前教育は，子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む上で重要な役割を担っています。特に，幼稚園は就学前教育の拠点であるとともに，地域での子育て支援の拠点としても期待されています。

幼稚園については，民間の誘致を勘案しつつ，老朽化に対応した施設整備を進めます。

②義務教育

小・中学校における義務教育は，子どもたちが基礎的な学力を身につけ，生きる力を育む場であります。すべての子どもたちが安全な環境の中で学習できるよう，施設の実情に対応しながら計画的な整備に努めます。

また，新市街地の形成による児童・生徒数の推移や施設の有効活用に配慮しながら，新たな学校建設を進めます。

通学区域については、通学距離や施設配置、地域住民の意見等を勘案しながら見直しを検討します。

教育内容については、基礎学力を基本として、地域の環境や資源を活用した教育、子どもの理解度に対応した教育を推進します。

さらに、不登校への対応など様々な教育問題に対応するため、家庭と学校、地域社会との連携を図りながら、教育相談等の充実を図ります。

③大学等高等教育

公共交通網の充実の効果などの条件をいかし、地域の魅力を高めるため、大学や専門学校など新たな高等教育機関の設置を促進します。

④生涯学習

市民の間では、すでに様々な地域に根ざした学習活動の実績があります。合併を機に今後こうした活動の交流を促進するとともに、交流・活動の拠点となる施設の確保に努めます。

さらに、地域の自然、歴史、文化的資源などを有効に活用した学習活動の活性化を促進します。

⑤スポーツ・レクリエーション

健康意識の高まりや生きがいある生活への要求から、スポーツ・レクリエーション需要が高まっています。

新市には、スポーツ・レクリエーション拠点があり、これらを有効に活用するとともに、施設の充実を図りながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

⑥文化振興

地域には、歴史的建造物や伝統的な民俗文化財、歴史資料などが残されています。これらを新市の資源として、保全するとともに、地域の活性化のために有効活用を図ります。

⑦青少年の育成

地域の若い世代が、地域の良さを見直しながら、文化・スポーツ・ボランティア活動などに積極的に参加できるよう、活動機会の充実を促進するとともに、組織の育成を通じて、自主的な活動への発展を支援します。

【主な事業】

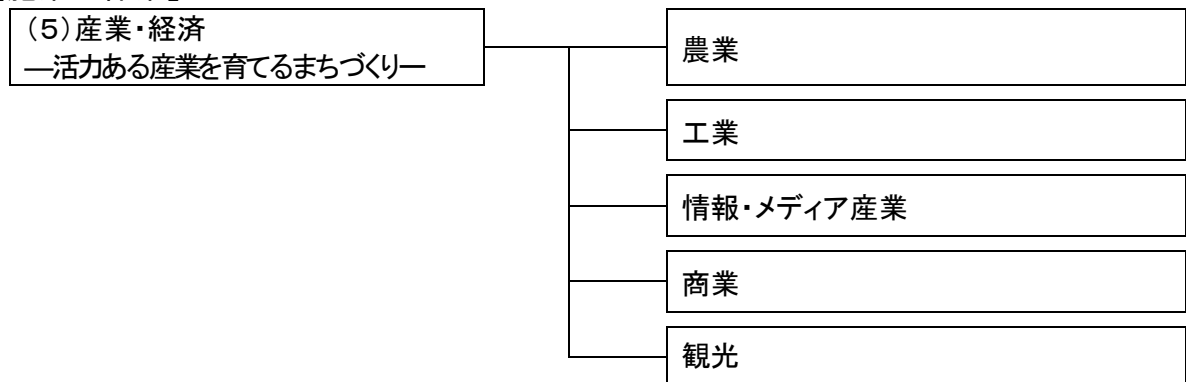
施策名	主要事業の概要
就学前教育	○ 幼稚園施設の整備
義務教育	○ 小・中学校施設の整備 ○ 学校給食センター整備
大学等高等教育	○ 大学等教育機関の誘致
生涯学習	○ 文化学習拠点施設等の整備 ○ 文化祭等の充実 ○ 学習・文化活動支援
スポーツ・レクリエーション	○ スポーツイベントの開催 ○ スポーツ施設の拡張・整備 ○ 総合型地域スポーツクラブの育成支援
文化振興	○ 指定文化財保存修理事業 ○ 歴史編纂事業 ○ 文化財、歴史資料の保存活用
青少年の育成	○ 青少年の活動支援

（５）産業・経済

【基本方向】

- ◆ 農産物のブランド化や直販体制の強化とそれらを可能にする農業基盤の整備を図ります。また、大消費地に近いという近郊整備地帯の特色をいかし、気軽に農業体験などができる都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進を図ります。
- ◆ 工業振興や新産業分野の育成基盤となる道路整備や、研究開発機関をいかした技術交流を進めます。
- ◆ メディアパークとしての情報都市イメージの形成に努めるとともに、情報関連産業をはじめとした企業誘致を進めます。
- ◆ 消費者ニーズが対応できる魅力ある商業環境づくりや、商業施設の立地誘導を図ります。
- ◆ 歴史・文化資源を有効に活用した観光スポットのネットワーク化を図ります。また、フィルムコミッション（ＦＣ）の活動を活用するなど観光ＰＲを進めます。

【施策の体系】



【施策の方針】

①農 業

田園地帯における基幹産業である米を中心とした農業については、生産性の向上や経営体の育成，組織化を図るとともに，農地の荒廃を防止し農地の流動化を促進するための基盤整備を進めます。

また，大消費地に近いという条件をいかし，園芸作物の振興を図るとともに，都市農村交流（グリーン・ツーリズム）を通じて消費の拡大を促進します。

②工 業

工業については，新市北部の工業地域の物流基盤を強化する幹線道路等の整備や，つくばエクスプレス等公共交通機能をいかすとともに，隣接するつくばの研究機関との連携を図り，工業の振興，企業立地を促進します。

③情報・メディア産業

県等関係機関との連携や幹線道路の整備を図りながら、メディアパークシティの実現を図り、情報関連産業や映像メディア産業などの誘致を進めます。

④商 業

既存商業環境を改善・充実するため関係機関と連携して進めていきます。また、伊奈・谷和原丘陵部開発に伴う商業施設の立地誘導を計画的に促進し、魅力ある商業地の形成に努めます。

⑤観 光

地域の歴史や文化をいかした観光事業を推進するとともに、フィルムコミッション（ＦＣ）と連携した観光ＰＲ、観光資源のネットワーク化を進めます。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
農業	○ 水田農業構造改革対策 ○ 農道整備事業 ○ 谷原西部農業ふれあい公園整備 ○ 農業経営体活性化事業 ○ 都市農村交流(グリーン・ツーリズム)事業 ○ はつらつ高齢者農村資源利用促進事業
工業	○ 工業基盤の整備促進
情報・メディア産業	○ 情報メディア産業の誘致
商業	○ 商業施設の立地誘導
観光	○ 観光イベントの推進 ○ フィルムコミッション(FC) ○ 観光資源のネットワーク化及びPR

【県事業】

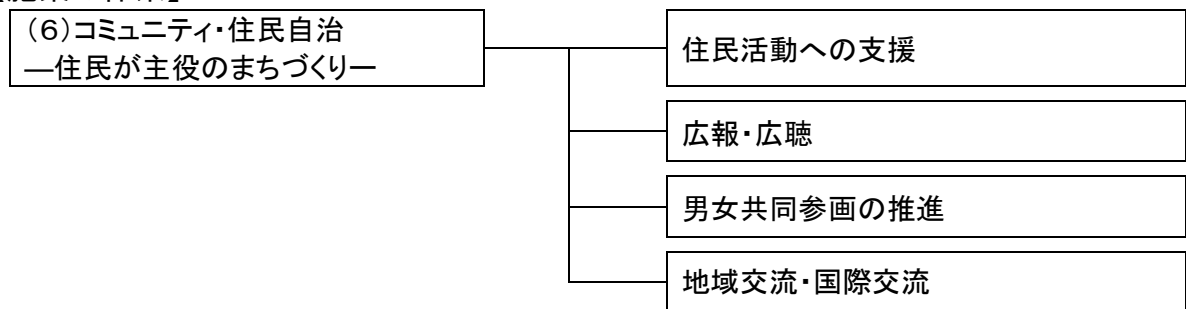
施策名	主要事業の概要
農業	○ 県営土地改良総合整備事業(伊奈地区) ○ 県営ほ場整備事業(谷原西部地区) ○ 県営地盤沈下対策事業(福岡堰 3 期地区, 小貝東部地区) ○ 県営湛水防除事業(久賀地区)
情報・メディア産業	○ メディアパークシティ整備事業

(6) コミュニティ・住民自治

【基本方向】

- ◆ 行政と住民が協働したまちづくりを進めるため、協働事業に関するルールづくりを進めます。
- ◆ NPOなど住民の意欲と活力をいかした自主活動を支援します。
- ◆ 男女がともに尊重しあい、男女共同による社会づくりができるような体制の整備を推進します。
- ◆ 都心の住民や地域の住民との交流の促進による相互援助体制の強化を図ります。
- ◆ 住民の国際性を育むための国際交流を推進します。

【施策の体系】



【施策の方針】

①住民活動への支援

市民ニーズの多様化に対応し、地域住民の自主的・主体的な活動を促進するため、市民のまちづくり参加のルールづくりや参加意識の啓発を進めるとともに、市民参画の機会の拡充を図ります。

また、自治会や行政区などの地域組織の活動を促進するとともに、NPOなど市民の自主的な活動組織の育成を図ります。

②広報・広聴

行政の説明責任を果たすとともに、まちづくりへの市民参加を促進するため、広報紙の紙面やホームページの内容の充実などを通じて市民への情報提供を図ります。

また、市民と連携・協働したまちづくりの基本として、市民の意見を取り入れるための懇談会等の機会を確保するとともに、インターネットなどを活用した広聴体制の充実を図ります。

③男女共同参画の推進

男女が社会の対等な一員として、さまざまな分野に参画し、共にそのもてる能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成をめざします。

そのため、啓発事業を進めるとともに、まちづくりへの参画機会の確保、女性団体交流や育成、各種相談事業などを進めます。

④地域交流・国際交流

住民間の相互理解を図るための交流活動を促進します。また、地域資源をいかした地域間交流を進め、地域の活性化を図るとともに、国際交流を通じて、市民の国際理解の促進に努めます。

【主な事業】

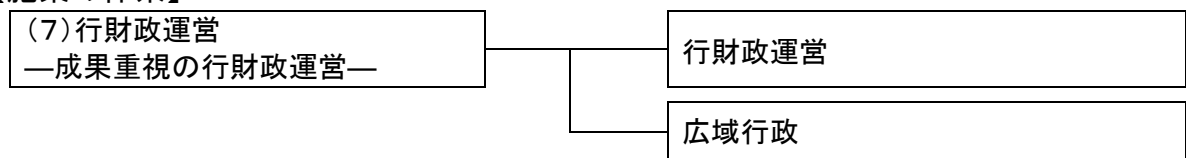
施策名	主要事業の概要
住民活動への支援	○ 公共施設里親制度 ○ 市民協働型まちづくり条例等制定
広報・広聴	○ 広報紙等の充実 ○ 広聴体制の充実 ○ 住民懇談会の開催
男女共同参画の推進	○ 男女共同参画計画の策定
地域交流・国際交流	○ 国際交流事業 ○ 地域間交流事業の推進

(7) 行財政運営

【基本方向】

- ◆ 成果重視の行財政運営の定着化を図るため、行政評価制度の確立に努めます。
- ◆ 定員管理計画に基づく職員の適正配置、職員給与の適正化及び行政組織の適正化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、職員資質の向上に努めます。
- ◆ 行政サービスの電子化と住民生活の利便性向上を図るため、電子自治体の構築を図ります。
- ◆ 周辺市町村と連携して共通する課題に対応するため、広域行政の推進を図ります。

【施策の体系】



【施策の方針】

①行財政運営

市民ニーズに対応しながら効率的で効果のある行政サービスを提供するための行財政改革を進めます。

特に、新市にふさわしい行政評価制度を導入し、効果のある施策・事業を選択するとともに、評価結果について市民への公開を進めます。

また、新市にふさわしい行政組織機構を整備するとともに、高度化した行政ニーズに対応するための専門的人材の育成、市民サービスの視点に立った職員の資質向上を図ります。

さらに、行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、行政サービスの電子化や多様な情報提供体制の構築などを中心とした電子自治体の構築に努めます。

②広域行政

ごみ処理や消防、下水道、し尿処理などの広域行政については、常総地方広域市町村圏事務組合や取手地方広域下水道組合などを構成する自治体との連携を強化します。また、幹線道路の整備など共通する課題に対応するため、周辺自治体との協力関係を強化します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
行財政運営	○ 行財政改革の推進 ○ 行政評価制度の導入 ○ 公共施設の有効活用 ○ 電子自治体の構築 ○ 情報管理提供システムの統合 ○ 職員研修の充実
広域行政	○ 障害者施設の整備(再掲) ○ ごみ処理施設の改修(再掲) ○ 消防出張所の整備

第 7 章 公共的施設の統合・整備

【基本的な考え方】

- ◆ 公共的な施設の配置に当たっては、住民ニーズと運営の効率化を勘案しつつ、急激な変化を及ぼさないよう配慮します。
- ◆ 地域バランスや施設の役割分担、財政状況等を考慮した公共施設の整備に努めます。
- ◆ 合併効果が最大限に発揮できるよう配慮し、既存の公共施設の改修・更新を図ります。
- ◆ 行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、住民満足度の向上をめざした、既存施設の有効活用と効率的な運営管理に努めます。

【基本方向】

(1)新規施設の整備

新しい施設の整備に際しては、住民ニーズの把握、将来展望、機能分担、地域バランス、将来の財政負担等を検討した上での整備を図ります。

また、施設整備後の運営や維持管理の体制、費用、活用方法などを検討し、具体的な整備を図ります。

(2)既存施設の再整備と有効活用

既存の公共施設については、相互の役割分担、統合及び複合化の可能性の検討、効率的な運営方式を検討します。

特に、運営の充実と効率化を図るため、指定管理者制度¹⁴の導入など民間による運営委託を検討します。

合併後の庁舎については、配置される機能や効率的行政運営を図るため、可能な限り既存施設を有効に活用しながら住民サービスの提供に努めます。

ただし、既存施設の老朽化に伴い、安全性や維持管理及び住民サービスや事務の効率性が欠ける場合、改修や新庁舎建設を検討します。

また、地域住民の身近な行政サービス窓口として電子システムなどの機能の整備・充実を図り、行政サービス提供体制の強化をめざします。

¹⁴ 指定管理者制度：「公の施設」の管理・運営に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度。指定管理者の範囲には、特に制約を設けず民間事業者も含まれる。

第 8 章 財政計画

【基本的考え方】

- ◆ 新市の財政計画は、合併の年度及びそれに続く 15 か年度について普通会計ベースで作成しています。（平成 23 年度までは決算額，平成 24 年度は決算見込額，平成 25 年度以降は推計額。）
- ◆ 現在，国において地方交付税制度の見直し，補助金制度の見直し，地方への税財源移譲が進められていますが，財政推計に当たっては，現行制度を基本としながら合併に伴う変動要因を踏まえています。
- ◆ 歳入・歳出それぞれの項目ごとに，過去の実績，経済情勢等を勘案しながら，サービス水準の維持・向上等を図り，合併特例債や合併特例交付金などの国・県の財政支援措置等を有効に活用し，併せて人件費，物件費等の経常経費の削減に努めます。

【歳入の考え方】

（1）地方税

地方税については，現行の税制度を基本として，地方税制改正（案）や今後の経済状況，人口推計，伊奈・谷和原丘陵部開発等を踏まえ推計しています。

固定資産税については評価替えを見込んで推計しています。

さらに，平成 23 年度から都市計画税導入を見込んで推計しています。

（2）地方譲与税等

地方譲与税，地方消費税交付金，利子割交付金，ゴルフ場利用税交付金，自動車取得税交付金，地方特例交付金，交通安全対策特別交付金については，過去の実績等に基づき推計しています。

平成 16 年度に創設された，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金については，実績等に基づき交付率の改定を見込んで推計しています。

（3）地方交付税

現行の交付税制度を基本に，普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し，合併に係る財政支援措置や合併特例債の元利償還金に対する交付税措置を見込んで推計しています。

特別交付税については，過去の実績等や，合併市町村に対する包括的な措置を見込んで推計しています。

(4)国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績及び老年人口の推移等を考慮するとともに生活保護費分を見込んで推計しています。

さらに、合併に伴う財政支援を見込んで推計しています。

(5)繰入金

新市建設計画に計上した事業のための基金の繰入れを見込んで推計しています。

(6)地方債

新市建設計画事業の財源として合併特例債及び通常債をはじめ、減税補てん債や臨時財政対策債の借入れについて見込んで推計しています。

(7)その他

分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，諸収入，寄附金等については，過去の実績等に基づき推計しています。

【歳出の考え方】

(1)人件費

一般職については、前年度の退職者に対する新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んで推計しています。

また、合併による特別職，議会議員等の定数の減による影響を見込んで推計しています。

(2)扶助費

扶助費については、過去の実績や少子高齢化の影響を勘案しつつ，高齢者人口の増加等を見込んで推計しています。

また，生活保護に係る経費も見込んで推計しています。

(3)公債費

公債費については，合併以前の地方債に係る償還予定額に，合併特例債など新たな地方債に係る償還見込み額を見込んで推計しています。

(4)物件費

過去の実績や新規施設の開設に伴う管理費用等を考慮するとともに，合併直後の臨時的経費や合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しています。

(5)維持補修費

過去の実績等により推計しています。

(6)補助費等

過去の実績や一部事務組合等の事業計画を勘案しつつ，合併に伴う経費削減を見込んで推計しています。

(7)繰出金

繰出金については，過去の実績や収支見通しを踏まえ，合併後の事業の見通し等を見込んで推計しています。

(8)積立金

住民サービスの継続的な推進を図るため，必要な基金の積立を見込んで推計しています。

(9)投資・出資・貸付金

過去の実績を基本として，合併後の事業等を見込んで推計しています。

(10)普通建設事業費

新市建設計画事業費のほか，計画事業以外の経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

【歳入・歳出計画】

【歳 入】

(単位：百万円)

区 分	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度	平 成 32 年 度
地方税	4,960	5,374	6,396	6,445	5,983	6,330	6,954	6,785	6,670	6,640	6,520	6,524	6,528	6,429	6,450	6,474
地方譲与税	425	590	307	295	285	282	278	271	277	277	282	282	282	288	288	288
地方消費税交付金	352	372	365	343	360	359	370	395	384	369	372	374	374	374	374	374
利子割交付金	28	18	23	23	19	18	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14
ゴルフ場利用税交付金	148	147	144	135	131	121	107	96	96	94	92	90	88	86	85	83
自動車取得税交付金	117	130	134	124	72	61	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53
交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地方特例交付金	203	164	41	74	84	87	77	36	35	35	35	35	35	35	35	35
配当割交付金	13	22	24	8	6	8	10	10	13	14	14	14	14	14	14	14
株式等譲渡所得割交付金	19	14	13	4	4	3	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1
地方交付税	2,504	2,502	2,372	2,215	2,519	3,016	2,994	2,823	2,450	3,131	3,224	3,194	3,138	3,271	3,061	2,995
分担金及び負担金	24	26	25	16	8	10	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9
使用料及び手数料	223	243	260	256	263	270	288	277	313	313	313	313	313	313	313	313
国庫支出金	355	666	866	846	1,787	2,445	2,307	2,927	2,561	3,348	2,669	2,680	1,878	2,300	2,385	2,117
県支出金	587	551	546	601	675	857	987	972	901	881	875	908	935	964	995	1,029
繰入金	1,864	346	569	248	448	50	59	80	508	382	81	275	274	798	1,169	840
繰越金	599	1,018	726	966	738	819	1,319	1,490	200	500	500	500	500	500	500	500
地方債	785	1,028	822	1,286	1,274	2,371	1,786	2,490	2,637	5,305	3,488	2,438	1,206	2,238	2,237	876
その他	468	434	457	401	392	412	493	449	399	399	400	400	401	402	402	403
歳入合計	13,679	13,651	14,096	14,291	15,053	17,523	18,112	19,181	17,525	21,769	18,946	18,108	16,047	18,093	18,389	16,422

(注) その他：財産収入，諸収入，寄附金等

【歳出】

(単位：百万円)

区分	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度
人件費	3,276	2,976	2,899	2,767	2,748	2,690	2,832	3,056	3,104	2,922	2,938	2,933	2,946	2,956	2,961	2,959
扶助費	800	1,010	1,171	1,243	1,338	2,005	2,150	2,125	2,408	2,593	2,746	2,917	3,058	3,208	3,367	3,537
公債費	1,311	1,358	1,433	1,500	1,296	1,304	1,349	1,317	1,417	1,536	1,622	1,730	1,807	2,212	2,060	2,165
物件費	2,138	1,867	1,835	1,741	1,778	1,967	2,037	2,453	2,413	2,189	2,151	2,151	2,153	2,164	2,153	2,152
維持補修費	111	97	131	108	124	129	116	148	123	127	131	135	138	142	147	151
補助費等	1,947	2,213	2,025	2,086	2,994	2,142	2,033	2,604	2,335	2,436	2,579	2,588	2,615	2,554	2,635	2,586
繰出金	1,835	1,996	2,164	1,964	2,087	2,205	2,316	1,851	2,019	1,998	1,978	1,978	1,978	1,978	1,978	1,978
積立金	281	2	47	368	345	873	893	1,118	4	100	100	100	100	100	100	100
投資・出資・貸付金	61	66	44	43	43	44	44	45	44	44	44	44	44	44	44	44
普通建設事業費	900	1,340	1,382	1,733	1,480	2,839	2,696	4,161	3,627	7,814	4,647	3,522	1,198	2,725	2,934	740
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	6	156	58	21	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10
歳出合計	12,660	12,925	13,131	13,553	14,233	16,204	16,622	18,946	17,525	21,769	18,946	18,108	16,047	18,093	18,389	16,422

つくばみらい市まちづくり計画

【伊奈町・谷和原村新市建設計画】

発 行 日：平成17年3月

編 集 発 行：伊奈町・谷和原村合併協議会

第1回変更日：平成25年3月

編 集 発 行：つくばみらい市

